

消費税法改正に対する工事費用についてのお知らせ

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、消費税法の改正により、消費税率（地方消費税率を含む）が5%から8%へ引き上げられることとともない、平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の増税分を工事費用へ反映いたしますので、以下のとおりお知らせいたします。

また、年度末における新增設および系統連系のお申し込みにつきましては、受付業務ならびに現場工事の輻輳により、お客さまの需給（もしくは受給）開始希望日にそえない場合も予想されますので、工事内容（工事種別）をご確認のうえ、速やかにお申し込みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お客さまと協議のうえ定めた需給（もしくは受給）開始日に変更が生じた場合は、工事費用の精算（追加請求もしくは返金）を伴う場合がございますので、ご留意いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

受付種別	税率適用基準	適用税率	特記事項
新增設申込み	需給開始日が平成26年3月31日以前	5%	工事費用請求時の消費税率は需給開始予定日をもって判断させていただきます。
	需給開始日が平成26年4月1日以降	8%	
系統連系申込み	受給開始日が平成26年3月31日以前	5%	工事費用請求時の消費税率は受給開始予定日をもって判断させていただきます。
	受給開始日が平成26年4月1日以降	8%	

インターネット申込み、FAX申込みおよびFAX竣工受付についても窓口受付と同様のお取り扱いとさせていただきます。

